京都府中小企業応援条例改正検討委員会

傍聴要領

１　趣 旨

この要領は、「京都府中小企業応援条例改正検討委員会」の傍聴に関し必要な事項を定める。

２ 事務局

本委員会の事務局は、京都府商工労働観光部ものづくり振興課内に置く。

３ 傍聴の手続き

(1) 委員会を傍聴できる人数は、会場の都合により制限することがある。

(2) 委員会を傍聴しようとする者は、開催予定時刻の15分前までに受付をしなければならない。なお、受付は先着順で行い、定員になり次第終了するものとする。

(3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

ア 酒気を帯びていると認められる者

イ 委員会の妨害になると認められる器物等を携帯している者

ウ ア及びイのほか、傍聴を不適当と認める者

４ 傍聴者の遵守事項

(1) 傍聴者は、次の行為をしてはならない。

ア みだりに傍聴席を離れること。

イ 私語、談話又は拍手をすること。

ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。

エ 写真撮影、録画、録音等をすること。ただし、あらかじめ事務局の許可を受けた場合は除く。

オ アからエまでのほか、委員会の議事運営に支障となる行為をすること。

(2) 傍聴者は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。

ア 緊急的に会議を公開しないことにする決定があった場合

イ この要領に違反し、事務局が退場を命じた場合

５ その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は事務局が定める。